

令和4年9月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和4年10月4日（火）

〔委員会の概要〕

大塚委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

- 第83回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 令和4年台風第14号に関する対応について（資料3）
- 北朝鮮による弾道ミサイル発射について
- とくしま健康フォローアップセンターの開設について（資料4）
- 宿泊療養施設の体制変更について（資料5）
- 第83回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議における商工労働観光部の対応について（資料6）
- 中小企業向け融資制度「伴走支援型経営改善資金」の拡充について（資料7）
- 令和4年台風第14号に係る農林水産業被害状況等について（資料8）
- 令和4年台風第14号に係る県土整備部関係の被害状況について
- 「とくしまアラート」の引き下げに伴う学校教育活動の制限緩和について（資料9）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

この際3点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。第83回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果についてでございます。先ほど、83回目となる本部会議を開催しましたので、その結果につきまして御報告いたします。

先月20日に徳島県B A. 5対策強化宣言を終了した以降も、県内の感染状況は改善が続いており、新規感染者数は、昨日の57人まで6日連続で減少し、とくしまアラートの指標につきましても、最大確保病床使用率は、昨日の15.7パーセントまで6日連続で20パーセントを下回り、本日も20パーセントを下回る見込みであります。また、重症者用病床使用率も、昨日まで5日連続で0パーセントとなるなど、レベル2感染警戒前期の発動基準を安定的に下回る状況となりました。

こうしたことから、県専門家会議の御意見を踏まえ、とくしまアラートを本日18時をもって、81日ぶりにレベル1感染観察へと1段階引き下げることと決定いたしました。

資料の2ページを御覧ください。

全国におきましても、昨日の新規感染者数は1万5,167人と、7月4日以来91日ぶりに

2万人を下回り、1週間に確認された新規感染者数の前週比は38日連続で1以下となるなど、減少傾向が続いております。新規感染者数の減少に伴い全国の重症者数も8月22日の646人をピークに減少しております。

資料の3ページを御覧ください。

県内の新規感染者数は減少傾向が続いておりますが、感染再拡大の防止を図りつつ、社会経済活動をしっかりと活性化していくため、県民の皆様に対して、引き続き基本的感染防止対策の徹底を呼び掛けるとともに、来週11日から全国旅行支援、イベント割、そしてがんばろう！商店街事業が一斉にスタートすることを踏まえまして、本県の全国旅行支援を制度開始日である来週11日から実施し、旅行や買物など、今後増大が予想される需要をしっかりと取り込めるよう、県民や事業者の皆様、これらの社会経済活動の活性化支援策を周知すること、さらに先月26日に開設しましたとくしま健康フォローアップセンターへの積極的な登録や利用を呼び掛けることなどを決定いたしました。

今後も気を緩めることなく感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の活性化との両立に向けて全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の10月2日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援につきましては、2万343名の検査を終え、これまでに75名の陽性を確認しております。

前回9月13日に報告させていただいて以降、陽性者は確認しておりません。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、延べ1,605店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は698店舗となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。令和4年台風第14号に関する対応についてでございます。台風第14号は、気象庁により過去に例がない危険な台風として最大級の警戒を呼び掛けられ、鹿児島県に上陸時の中心気圧は935ヘクトパスカルであり、1951年の統計開始以降、上陸時に最も中心気圧が低かった第2室戸台風の925ヘクトパスカル、また伊勢湾台風の929ヘクトパスカルに匹敵する非常に強い勢力であり、本県が暴風域に入る進路を通過した場合、猛烈な風雨が予想されたことから、9月18日18時に待ち受けの災害対策本部を立ち上げ、万全の体制をとったところであります。

19日には激しい風雨をもたらし、8時44分には、阿南市蒲生田で最大瞬間風速32.1メートル、12時6分には、徳島市で最大瞬間風速32.8メートルを観測したところでございます。人的被害等につきましては、暴風による転倒及び飛来物によるけがなどにより、徳島市をはじめ4市2町村におきまして、軽傷者が8名の報告がなされておりますが、関係機関の早めの対応により、人命に関わる甚大な被害は報告されておりません。

なお、農林水産関係及び公共土木施設被害につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

今後も市町村や関係機関などと緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいります。

最後に資料はございませんが、本日早朝の北朝鮮による弾道ミサイル発射に関し、御報告させていただきます。

本日早朝、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、北海道から青森県にかけて、我が国上空を午前7時29分頃通過し、7時44分頃、日本列島の東3,000キロメートル余りの太平洋のE

EZ内に落下していたものと推定されております。

これを受けまして、本日、危機管理会議を開催し、知事から、県民への情報伝達体制に万全を期すること、落下物への対処など、必要な手順について、改めて関係者や県民への周知を図ること、全部局において、危機管理体制を維持し、県民の安全・安心を守るため、最善を尽くすことの、3点指示がございました。引き続き情報収集を続けるとともに、市町村をはじめ、関係機関等への情報提供に万全を期してまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌村感染症・疾病予防統括監

保健福祉部から、2点、御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。とくしま健康フォローアップセンターの開設についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る発生届につきましては、9月26日から、全国一律の見直しにより、65歳以上の方や入院の必要がある方などの4類型に限定されることとなりました。

本県といたしましては、発生届の有無にかかわらず、陽性となった全ての方々に、安心して療養いただける体制の構築が何よりも不可欠であるため、発生届の対象外となる医療機関で陽性診断を受けた重症化リスクの低い方々、薬局で購入した検査キットの自主検査で陽性となった方々に対し、御自身の情報をウェブや電話で登録できる仕組みを新たに整備し、全ての方々の療養生活をしっかりと見守るとくしま健康フォローアップセンターを9月26日に開設したところでございます。

具体的には、重症化リスクの高い方につきましては、これまでどおり、保健所に発生届が出てまいります。

しかし、その下、医療機関を受診しても、重症化リスクの低い方については、医療機関から年代と人数のみの報告がされますので、この方々にアプローチをしていくことが必要となります。

そこで、この方々に対しましては、QRコードや電話により、センターにアクセスできる仕組みを構築しております。

そして、御本人からの希望によりまして、支援物資や健康観察をしっかりと行う体制を整えております。

もう一つ、自主検査、薬局等で自分で検査キットを購入されて陽性となった方々につきましては、一番下でございますが、QRコードにより診断・登録窓口にアクセスしていただき、こちらの医師が、本人から送られてくる情報に基づき、確定診断・登録をいたします。

この方々につきましても、御本人の希望により、物資支援や健康観察を展開してまいりたいと考えております。

さらに、自宅療養者の方々の体調の急変時に対応するため、真ん中の右側、緑色の部分でございますが、24時間体制の専用相談窓口を新たに開設いたしまして、適切な医療サービスにつなげることができるよう、万全の体制でサポートをしてまいりたいと考えております。

資料の2ページにつきましては、医療機関で陽性診断を受けた重症化リスクの低い方々など、発生届の対象外となる方々が、フォローアップセンターに御自身の情報を登録するための御案内でございます。

4ページ、5ページにつきましては、薬局等で購入した検査キットの自主検査で陽性となった方々が、診療・検査協力医療機関を受診せずに陽性者登録を行うための案内となっております。それぞれ医療機関・薬局等での配布、また、県のホームページで案内させていただいております。

続きまして、資料5を御覧ください。宿泊療養施設の体制変更についてでございます。

9月7日から有症状者の療養期間が短縮されたことに伴いまして、宿泊療養施設の入退所の回転率が向上していることを受けまして、10月から受入体制を変更いたしました。

徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会の御意見を踏まえ、7施設580室から6施設414室に変更し、引き続き効率的な運用に努めてまいります。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

梅田商工労働観光部長

この際、2点、御報告させていただきます。

まず資料6を御覧ください。1点目は、第83回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議における商工労働観光部の対応についてでございます。

本日、開催されました本部会議におきまして、当部から報告いたしました内容につきまして御説明いたします。

先般、国から、社会経済活動の活性化に向けた需要喚起事業として、全国旅行支援、イベント割、がんばろう！商店街事業の3事業を10月11日より開始する旨、発表がございました。

このうち、全国旅行支援につきましては、現在、隣接県及び地域ブロックの11県在住の方を対象として実施しているみんなで！とくしま応援割を拡大し、全国の方を対象としたみんなで！徳島旅行割として、10月11日から12月20日まで実施いたします。

事業の内容でございますが、割引率及び割引額につきましては、現在実施しておりますみんなで！徳島応援割の旅行代金の50パーセント、上限5,000円から、交通付き宿泊旅行商品につきましては、旅行代金の40パーセント、上限8,000円、交通のない宿泊旅行や日帰り旅行などの交通付き宿泊旅行商品以外につきましては、旅行代金の40パーセント、上限5,000円、お土産などに使える周遊クーポンにつきましては、現在の上限2,000円から、平日3,000円、休日1,000円へと、それぞれ国の制度に基づき変更いたします。

なお割引方法につきましては、これまでの事後割引、いわゆるキャッシュバックから、利用者の皆様、又、事業者の皆様から御要望いただいております割引後の価格で購入できる事前割引に変更いたします。利用条件といたしましては、ワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要となります。

また、県の事業ではございませんが参考に記載しております、国実施事業につきまして、イベント割は感染防止対策を徹底したイベント等のチケット価格について、2,000円を上限に、2割相当額を割り引くもの、がんばろう！商店街事業は、商店街等が実施するイベントやプロモーション制作等への助成を行うものでございます。

それぞれ、徳島県内への事業適用につきまして、県の同意が必要となりますことから、国からの照会に対し、同意の回答をしたところであり、今後増大が予想される旅行や買物などの需要を取り込めるよう、事業者の皆様、県民の皆様に積極的な制度の周知を図りますとともに、引き続き、感染防止対策の徹底と社会経済活動の両立に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料7を御覧ください。

2点目は中小企業向け融資制度、伴走支援型経営改善資金の拡充についてでございます。

中小企業向け融資制度、伴走支援型経営改善資金につきましては厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、国の信用保証制度を活用し、県の補助により、信用保証料をゼロとした資金として、令和3年10月1日から運用しております。

この度、経済産業省におきまして、資金繰り支援を充実するため、10月1日から伴走支援型特別保証制度の保証限度額が6,000万円から1億円に引き上げられましたことから、県の中小企業向け融資制度におきましても、同様に、融資限度額を1億円に引き上げたところでございます。

今後とも、経済の先行きが不透明な中、業と雇用を守るため、引き続き、中小・小規模事業者の資金繰り支援に取り組んでまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平井農林水産部長

1点御報告させていただきます。

資料8を御覧いただきたいと存じます。令和4年台風第14号に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

9月19日に本県に最接近いたしました台風第14号に係る9月28日時点での、被害状況の速報値といたしまして、まず、農業被害につきましては、農業用ハウス等の被覆資材破損や農地・農業用水路の損壊によります農業用施設及び農地被害が、計85か所で約3,000万円、ブロッコリー等秋冬野菜の茎葉の損傷や水稻の倒伏などの農作物被害が、約392.2ヘクタールで約4,700万円、合計約7,700万円となっているところでございます。

次に、林業被害につきましては、シイタケ等林業用ハウスの被覆資材破損、木材加工施設の一部損壊、林道の法面崩壊などの林業用施設被害が、計19か所で確認されておりました。被害額につきましては、現在調査中でございます。

また、水産業被害につきましては、漁船の転覆や漁具倉庫の一部破損が計2か所で発生しておりました。被害額については、現在調査中でございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、被害状況の全容把握に努めまして、各被害状況に応じた栽培技術の指導を行いますとともに、国の災害査定を受け、速やかに災害復旧事業に着手できますよう準備を進めるなど、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

松野県土整備部長

続きまして、県土整備部から1点、御報告させていただきます。

令和4年台風第14号に係る県土整備部関係の被害状況についてでございます。個別の資料はございませんが、先ほど危機管理環境部の取りまとめ資料3の最後の所に記載されておりますとおり、現時点で県の公共土木施設において、被害の発生はございません。

なお、県が所有する港湾倉庫におきまして、屋根が一部損傷するなど、被害を受けましたが、既に、復旧の準備に取り掛かっております。

また、市町村が所管する公共土木施設につきましては、三好市ほか、2市6町1村におきまして、45か所の被害の報告を受けております。

今後につきましては、市町村と緊密に連携し、早期復旧に努めてまいります。

報告事項は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

臼杵副教育長

教育委員会から、1点、御報告申し上げます。

資料9を御覧ください。

とくしまアラートの引き下げに伴います学校教育活動の制限緩和についてでございます。

1、学校の部活動につきましては、現在、合宿は県内外を問わず原則禁止、また、県外他校との練習試合なども原則禁止としておりますが、アラート引下げ後は、合宿や練習試合などについて、当該地域の感染状況などを十分に確認した上で、実施可能といたします。

また、2、学校行事につきましても、修学旅行や遠足などで、県外との往来の際は、慎重な判断を求めているところですが、アラート引下げ後は、学校で適切に判断し、実施するよう、緩和したいと考えております。

こうした学校教育活動の制限緩和について、本日、速やかにオンライン会議を開催し、県立学校及び市町村教育委員会に周知することとしております。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

大塚委員長

以上で、報告は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

今説明があったように、今回の台風はそんなに大きな被害はなかったのが良かったかなと思っております。これはまた後で質問しますが、コロナ対策は本当に日夜皆さんが大変努力をされて、さっきの報告のとおり少し収まりつつあるなど、心からお礼と感謝を申し上げます。

一、二点質問いたしますが、先ほど商工労働観光部長から全国旅行支援について説明がありました。資料6の6かな。利用条件というのがあって、ワクチン接種証明書の回数が

3回目となっていますね。みんなで！とくしま応援割は確か県内在住の方は、2回でいったのかなと思っていますが、変更したのですよね、その理由は何なのかな。

利徳観光政策課長

岡本委員から、新たに開始する全国旅行支援の実施条件にありますワクチン接種回数についての御質問でございます。

これまでのみんなで！とくしま応援割におきます県内在住の方の県内旅行の利用条件としましては、ワクチン接種回数を2回としていたものを、この度の全国旅行支援の開始に当たりまして3回に変更することといたしました。変更の理由といたしましては、同じく10月11日に開始されるイベント割の利用条件は3回であること、また四国内の香川県、愛媛県、高知県はじめ多くの県におきまして各自県民の利用条件として3回であることから、今回3回とさせていただきます。

岡本委員

分かりました。3回終わっている人は67パーセントぐらいなんだよね。だからそこを考えたがまたやってほしいなと思います。みんなで！とくしま応援割と今回の全国旅行支援については、停止基準の違いがあるのかなと思います。そこを伺います。それから、感染拡大により事業を停止した県への本県からの旅行、また同県から本県への旅行については相互で停止することに変わりはないのかな。その辺をお尋ねいたします。

利徳観光政策課長

岡本委員から、全国旅行支援の停止基準についての御質問でございます。

これまでのみんなで！とくしま応援割におきます停止基準につきましては、緊急事態宣言、緊急事態措置区域やまん延防止等重点実施区域に応じ、レベル3への移行による停止のほか、レベル2におきましてもレベル3への移行が想定されるなど感染拡大時期にあると知事が判断する場合は停止できることとなっております。また、応援割の助成対象としまして、近隣県や地域ブロックに居住する方を追加する場合には各県知事の同意が必要であることから、これまでお互いの同意の上事業を実施してきたところでございます。

一方、今回の10月11日から開始します全国旅行支援におきましては、緊急事態措置区域やまん延防止等重点実施区域の応じる停止のほか、感染レベルにかかわらず各都道府県におきまして感染状況等考慮した上で知事の判断による停止、それに加えて、感染拡大により事業を停止した都道府県の住民の旅行につきましては、国の判断により停止することとなっております。

お尋ねの相互停止につきましては、例えばA県が事業を停止した場合、県内在住の方のA県の旅行については、これまで同様停止ということになりますが、A県在住の方が徳島に来られる場合は、今回は知事の判断ではなく国の判断による停止となります。県としまして、引き続き県内観光需要の喚起に努めるとともに、とくしまアラートの判断基準などを踏まえまして、旅行支援の実施について適切に判断していきたいと考えております。また、利用者の皆様におかれましては、感染防止対策を徹底していただいた上で安心・安全な観光旅行をお楽しみいただければと考えております。

岡本委員

知事の判断でなく国の判断で行くことになるのですよね。そうしたら、対象が全国へ拡大するという事なので、改めて感染対策の徹底を図った上で実施をしていただきたいとお願いをいたします。全国旅行割の予算というのは、前の補正予算の分だと思うのですが、どのようになっていますか。

利徳観光政策課長

岡本委員から、全国旅行支援の予算についての御質問でございます。

全国旅行支援につきましては、国から観光庁の補助金、観光事業支援を活用して実施するよう説明がございました。そのことから、既に観光庁の補助金を財源に今年度の第1号補正予算としてお認めいただいております徳島県版G o T oトラベル事業、予算額としましては37億7,000万円、財源は全額国庫でございますが、この事業を活用しながら実施してまいりたいと考えております。

岡本委員

全部国費だから、使っていただいて、やってほしいなと思います。

もう一つ、イベント割というのも報告があったのですが、これは県の予算は通さないとか、国の直接執行ということでいいのですよね。

利徳観光政策課長

岡本委員から、イベント割の県の予算についての御質問でございます。

イベント需要喚起事業、いわゆるイベント割につきましては、経済産業省が実施主体でございまして、実施に当たりまして、都道府県の意向を確認することとなっております。このたび同意したところでございます。予算につきましては、県を通さず経済産業省の直接執行となっております。

岡本委員

もう一つ報告があったのは、中小企業向けの融資制度、非常にいいことなのですが、関係する所に、十分PRとか、きちんとかなるよというのを早く言っていただいて、しっかりこれが利用できるようにしていただけたら有り難いなど、これは要望をいたしておきます。

次に、台風はすごいのが来るなと思って見ていたのですが、思っていたほどではなかったかなと思っています。さっき御報告があったとおりです。全体を聞けばいいのですが、時間の関係もあって、私のエリアの勝浦川に関係することについて、何点かお聞きしたいなと思っています。

勝浦川、正木ダムというのがあります。関係課長さんにも御理解を頂いて早めに放流をしておくということでいろいろ連絡を頂いて、とても有り難いなど、実は思っているんです。確かこの席で何回か言っているのですが、例えば河床の整備とかいろいろな予算でいろいろな事業をやっていたのですが、たまたま大きな水が出なくて、変な話ですが

実証実験ができなかったのですね。今回はそれができる状況まで雨が降って、正木ダムの役割がどうなのかというのがよく分かるような、正に実証があった14号台風だと思っています。ずっとダムの放流と入ってくる量を全部見ているのですが、確か9月19日の4時ぐらいだったかな、毎秒770トンだったと思いますね、流入が来て、出したのが500トンちょっとだった。それが4時ぐらいで、後は、降らなかったですね、ダムに水が入らなかった。いつも思うのですが、夜が明けて明るくなったときに流さないと大変なのですけれど、不思議なのですけれど、妙に明るくなるより前ぐらいというか、なぜか止まるのですね。3時か4時ぐらいにピークになって4時半から5時ぐらいには、なぜかダムの流入というのは減るのね。ずっと過去から見ているのですよ。それが減らなかった時が過去2回あって、それは大変なことになりました。

何が言いたいかというと、そんなことがあってずっとここでも言ってきたのですが、例えば、雨が降って正木ダムである程度水がためられて、下流に放流する量が少なければ少ないほど下流はある意味で安心なのですよね。勝浦川は49.63キロメートルあるのですが、その中で時間の関係もあるので、ダムの上流か下流というのを分けて、お聞きするとしたら、正木ダムにたまっている堆砂土砂を去年からやっとな県が取るようになりました。分かりやすくいうとそれを取るとダムのたまる量が増えるのでそれはそれで非常に大事なことだと思っていますので、その辺の説明をしていただけたら有り難いなど。

井上水管理政策課長

岡本委員より、正木ダム上流における貯水池内の堆砂除去についての御質問でございます。

正木ダムにつきましては、先ほど委員からも御説明ございましたが、台風14号におきましてダムの流入量が午前3時過ぎ頃に毎秒770トン。毎秒500トン超えて洪水調節を行っております。こうした毎秒500トンを超えた際に行う洪水調節の機能、治水機能に加えまして、農業用水や発電に利用する水を貯留し供給するといった利水機能を持つ多目的ダムでございます。こうしたダムの機能を維持するため、令和2年度から設計等に取り掛かりまして、貯水池内の堆砂除去の設計にも取り組んでいるところでございます。

これまでの進捗状況についてでございますが、令和2年度に利水関係者の方々との調整、それから土砂の撤去方法の工事計画などの検討を行っておりまして、昨年度、土砂を搬出するために必要な工事用道路を整備するとともに、一部堆積土砂の掘削搬出を行っております。

実績の数字でございますが、貯水池内で約1万3,500立方メートルの掘削を行っておりまして、工事用道路、それから、どうしても貯水池内ということで水位上昇が起こることもございますので、土砂の仮置きヤードを現地に整備をしております。こうした土に利用するとともに、3,300立方メートルについて貯水池外への搬出を行っております。

昨年度の実績としては以上ですが、今年度について御説明を申し上げます。

今年度につきましても、昨年設置しました工事用道路周辺におきまして、約5,500立方メートルの土砂を掘削し、このうち、このほとんどになりますけれども約5,400立方メートルを貯水池外へ搬出するという計画をしてございまして、9月の初めに工事の契約を行っております。現在、貯水池内の水位を通常より約8メートル下げて工事ができるよう

な状況を整えておりました、現場では掘削土砂を搬出する際に、工事用道路となる河床路の整備を行っているところです。今後ともダム洪水調節や下流への利水補給といった機能が維持できるように計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

岡本委員

今丁寧に説明していただいたんですが、やっぱりそういう効果が出たのかなと、これからもっと出るのですけれども、そういう感じがしました。

実はこんなことがあって、9月16日なんですが、町外からの釣り人さんが誤って流されて、結果、亡くなったのですよね。実はその日にダムの放流をすることになっていまして、みんなが捜索をしないといけないということで、お願いをして放流を少し待って分かったのですけれど、それくらいダムの放流って非常に微妙だし、しっかりと皆さんに分かってもらわないといけない大変な苦労があるんですよ。しっかりとダムの操作というか、うまくやっていただいて、感謝申し上げたいんですが、これは消防団とかいろんな人がありがたいございましたと、実は言っておりました。あれはそのまま流すと見つかりません。ずっと行ってしまうから。たまたまそんなことが実はありました。

今のダムの話なのですが、ダムからぐるっと流すわけですが、河床がうまく取れていなくて、ここ何年かでしっかり取っていただきました。それを少し説明いただきたいのですが、町単位、勝浦町、徳島市、小松島市でいいので、どのくらい取って、どうだったのか、簡単でいいですからお願いします。

西岡河川整備課長

岡本委員から、正木ダム下流の勝浦川での土砂撤去についての御質問でございます。

近年の頻発化、激甚化する自然災害を踏まえ、国の強^{きょうじん}靱化予算を積極的に活用し、勝浦川を含め県下全域で効果の発現に即効性の高い河道掘削や樹木伐採を実施しているところでございます。

岡本委員御質問の勝浦川のダム下流におきましては、平成30年度から昨年度まで、徳島市で約2万1,000立方メートル、小松島市で約7,000立方メートル、勝浦町で約8万立方メートル、合計約10万8,000立方メートルの河床掘削を実施してきたところでございます。

今回の台風第14号におきましては、上勝町殿川内で時間91ミリメートル、八重地で時間76ミリメートルの豪雨を記録したものの、県が勝浦川に設置した2か所の水位観測所におきまして、江田観測所では水防団待機水位、横瀬観測所では氾濫注意水位にとどめることができましたのも、先ほどの河床掘削による流下能力の向上、それから正木ダムの洪水調節の効果と考えております。

岡本委員

勝浦川は吉野川、那賀川みたいに幅広くない、狭いんです。10万立方メートルを超えて取ると、本当にすごい効果なのですね。その辺は助かったかなと思っています。僕はもうずっと水が出ると、家の下が川なので見に行くんです。ライトで遠くを照らして、堤防の高さのどの辺ぐらまで水が来るかというのを30年来ずっと見ているんです。同じ降った

雨の量でうちの前からずっと流れている堤防の高さに、大体夜出た雨の量で、正確ではないですよ、多分1メートルぐらい低かったような気がして、これはすごい効果があるんだなと思って、更にしっかり取ってほしいなと思います。頑張っていたいただいているのでこれは要望なのですが。

今、西沢委員からメモが回ってきまして、そのとおり申し上げますが、地域の方はサイレンが分かって、よそから来ている人はあのサイレンが何やら分からないと言うんです。でも、確かにそうかも分からないのだけれど、正木ダムはスピーカーでずっと言ってくれているんですね。あれが大きいんです。サイレンはスイッチ1個で全部鳴るよね。特に女性の声がすごくいいんですよ、あの声。ほんといいんですよあの声。すごくいいんだけど、あれをやっぱりずっとやっていただいたら。水が増えても、ちゃんとやっているのですよね。もっと更にやってほしいなということでもあります。

もう一つ、ずっとこの席でもお願いをしてきたのですが、ライブカメラというのが無かったのですよね。なかなか県も予算がいくことなので。1か所3,500万円から4,000万円ぐらい、勝浦川に関しては。3か所やっとしてきて、それがちょうど実証実験になったのですよね。その辺のしている回数とかそういうのが分かるじゃないですか。この辺が分かれば簡単でいいですが。

西岡河川整備課長

ただいま岡本委員から、ライブカメラの状況についての御質問でございます。

県では、計画を上回る豪雨に対しまして、先手先手の避難を促すことを目的に、洪水の切迫性を伝える河川監視カメラを令和3年度に18基設置してございまして、YouTubeにて県民の皆様に公開している状況でございます。

勝浦川は県内最大の二級河川であることから、下流から小松島市江田町、徳島市飯谷町、勝浦町沼江の3か所に河川監視カメラを設置してございます。

今回の台風第14号におきましては、9月18日から19日にかけて、小松島市江田町で3,639回、徳島市飯谷町で2,339回、勝浦町沼江で1,642回、合計7,620回の視聴があったところでございまして、県が設置した14河川で最も視聴数が多い状況となっております。

視聴されていた時間帯を見ますと、河川水位がピークを迎える前の視聴が非常に多かったということもございまして、避難の判断に一定の役割を担ったものと認識してございませぬ。今後とも適切に避難行動をとっていただけるよう、分かりやすく、伝わりやすい防災情報の充実や啓発に取り組んでまいります。

岡本委員

すごく見ていただいて効果を発揮しているなと思います。今の回数を見ていただいたら分かるんですが、勝浦川は小松島市と徳島市が一番心配なんですね。だから一番よく見ている。これは県のカメラだけだと思うのですが、勝浦町が少ないというのはもう一個実はありましてね。

ずっと言っていたのですが3か所していただいて、徳島市と勝浦町と小松島市と、ちゃんと要注意区域に1個ずつあるんですよ。徳島市飯谷町、あの位置だとよく分かるんですね。すごい良かったなと思って、今度勝浦川の支流とか、今やってもらっていますが、神

田瀬川とか、やっぱりいろんな所にそれがあると非常に分かりやすいんですね。そもそも見に行くと吸い込まれて危ない、だからそこをしっかりとやっていただけたらいいのかなと思います。

いっぱい土砂を取ってくれて非常に有り難いんだけど、取るとどうしても、取り過ぎはないのだけど、護岸は大丈夫かなという、ごく一般の方の目にはそれがあるんですね。まず大丈夫なのだけど、砂利を取った後は護岸への影響とかそんなのもしっかりと見ていただけたら有り難いなと思います。

西岡河川整備課長

岡本委員から、河床掘削の護岸へのダメージについての御質問でございます。

河道掘削が直接護岸に影響が及ばない範囲で実施してございます。今回の台風第14号通過後に河川水位が下がったことを確認して、直ちに点検やパトロールを実施し、被害がなかったものと認識してございます。今後とも管理施設の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行うこととともに、異常箇所を早期発見、早期対応に努めてまいります。

岡本委員

今回の特徴というのは県土整備部、県関係は災害ゼロなのですね。でも農林水産部はあるのですね。それって余り言いにくいんだけど、やっぱり正直そっちに予算が集中していました。農林水産部関係は予算の付け方がちょっと弱かった。その結果が出ているのかなと私は思っています。だから、正木ダムが全部できても、例えば勝浦川だと上勝町の山の中の土砂が崩れたら大変なことが起こるのかなと思っていまして、例えば台風14号で林地被害があったと思うのですが、どのように認識されていますか。

田中森林整備課長

ただいま、上勝町におきます災害の確認について御質問を頂きました。

本年9月17日から9月20日にかけて徳島県に接近しました台風14号の影響による大雨で、林道のり面崩壊など林道災害が確認されたところでございます。また、上勝町におきましても、先週末に林道のり面崩壊であったり路側擁壁工の洗掘、そして路体の流出など林道災害の報告が入りまして確認いたしましたところでございます。

岡本委員

その被災箇所へのこれからの対応というのはどうなっているのですか。

田中森林整備課長

今後の対応について御質問を頂いたところでございます。

今後の対応といたしましては、被災した林道の早期復旧に向け、事業実施主体でございます市町と連携いたしまして、木材生産のみならず地元住民の生活に影響が出ないようスピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

岡本委員

市町村の災害だったら市町村ということになるのですが、ずっと見たら、その近隣というのかな、例えば、治山のダムがある所はやっぱりいけてますね。だから予防治山とか、いろんな治山をやっている所はいいのだけれど、そうではない所があったように思うのですが、その辺はどうなのですか。

田中森林整備課長

ただいま、治山施設のあった所以外で災害が起きたのではないかという御質問でございます。

今回、林道災害ということで治山施設の入っていない所、確かに災害を受けた所でございますが、この台風14号、殿川内雨量観測所におきましては、総雨量660ミリメートルとかなり大きな雨を記録したにもかかわらず、山地災害の発生は確認されておりません。これは過去に実施いたしました治山施設の設置など森林整備が一定の効果を発揮したものと考えております。

岡本委員

土木の砂防ダムもそうなのだけれど、やっているといけるのですよね。できていないのがやっぱりいけないというところで、なかなか予算が難しいのだけれど、今後のその治山の施設というのは効果が認められていることを今言っていただきました。昔は、崩れた所をやる復旧治山というのが多かった。予防的な治山がとても大事になってくるので、今後のその辺の状況をお聞かせください。

田中森林整備課長

予防的な治山事業の実施についての御質問を頂きました。

災害復旧はもちろんでございますが、事前防災・減災対策といたしまして、予防治山も重要と認識しているところでございます。今後ともきめ細かな治山対策を計画的に進めてまいりたいと思っております。

岡本委員

川を考えたときに、川の周辺の堆砂土砂とか全部できていても、やっぱり山の上が崩れたら、さっきの正木ダムがそうなんです、ダムにたまっている堆砂土砂を取る、でもまた流れてきて、毎年取るようになると思うのです。その上のほうの山が崩れると本当に大変なことが起こるということなので、トータルとしてね、危機管理としてはやっぱり農林水産部の予算は少ないですからね。その辺は大事にしないといけないのかなと。上勝町福原旭の雨が降る量が全国ニュースで出て、とにかくあの辺は雨が多い。全部トータルして考えないとなかなか災害から人の命を守るといのは大変だなと思っています。谷本政策監補兼危機管理環境部長さんがずっと聞いてくれていますが、いろんな意味の専門家ですから、しっかりうなずいてくれていきますのでよろしく願いをして質問を終わります。

梶原委員

今岡本委員から、重要なお話がありました。私は徳島市内に住んでいるのですけれど

も、徳島市内もかなり水につかる所が多かったです。ポンプの能力アップを徳島市中心でしっかりやったということで、本当にここ十数年で浸水が減ったという感じはしております。中小の河川が徳島市内では縦横無尽に流れていますので、今後も市町村としっかり連携をして対策に取り組んでいただければと思います。

また、東日本大震災の時もございましたけれども、バックウオーターもありますので、なかなか対策としては難しいのかも分かりませんが、そういったことも頭に入れていただいて、しっかり対応できることは対応していただければと思いますので、これは要望でお願いしたいと思います。

私からはコロナ対応について3点ほどお聞きしたいと思います。

連日連夜のコロナ対応に当たっていただきまして本当にありがとうございます。今日は説明がございましたけれども、まず9月26日から全数把握の見直しが始まって、フォローアップセンターで運営が始まっているということで、今のフォローアップセンターの運営の状況について教えていただければと思います。

岸ワクチン・入院調整課長

梶原委員から、9月26日に設置したとくしま健康フォローアップセンターの運営状況についてのお尋ねでございました。

とくしま健康フォローアップセンターにつきまして、大きく二つの機能に分かれておりまして、これまでの入院調整本部が担ってきまして入院調整機能に加えまして、発生届の対象外の方々の情報を登録する陽性者の情報の登録機能。また自宅療養者の体調の急変時に適切に対応する相談窓口、こちらの大きな2つの機能を追加したところでございます。

こちらが開設してから1週間たちますが、全体的に言えばかなり順調に運用できているところでございます。具体的に申し上げますと、9月26日から10月2日までの実績でございますが、陽性者の登録につきましては発生届の対象外となった新規陽性者のうち668件、率にして72パーセントの方から登録いただいているところでございます。直近3日間につきましては82.4パーセントと徐々に上昇してきているところでございます。登録いただいた方につきましては、これまでと変わらない健康観察や支援物資の供給につなげていくところでございます。

また、健康相談窓口、24時間体制の窓口でございますが、こちらは278件の相談を頂いているところでございまして、うち2件につきましてはこちらの健康相談をきっかけに入院につなげることができておりまして、自宅療養者をしっかりとフォローアップしているところでございます。

梶原委員

分かりました。フォローアップセンターの運営の中でまだ10日もたっていませんけれども、特に今は課題とかは見つかっていないということですか。

岸ワクチン・入院調整課長

梶原委員より、フォローアップセンターについて大きな支障が生じているかどうかという趣旨の御質問を頂きました。

全体的に言いますと、大きな混乱なく、しっかり機能していると考えているところがございます。一方で、必要だと考えておりますのは、陽性者の登録につきましては、徐々に伸びてきているところがございますが、平均的には7割程度となっているところがございます。センターにつきましては、県民の方から情報を登録していただいて初めて支援につなげることができる仕組みでございますので、これまで県のホームページや、医療機関で配布していただいているチラシなどで広報しているところがございますが、これ以上の例えばSNSですとか様々な広報媒体を使って周知していくことが必要であると考えております。

梶原委員

分かりました。先ほどのお答えで、登録された方668件ということで、この中で届出の対象者と届出対象外の方がおられたと思うのですが、その内訳というか、割合はどのぐらいになっているかちょっと教えていただけますか。

岸ワクチン・入院調整課長

フォローアップセンターに登録いただいた668名の状況についての御質問でございます。

先ほど私の説明が言葉足らずで大変失礼いたしました。センターに登録いただく方につきましては、発生届の対象外となった方について御登録いただいているところがございます。医療機関で診断して重症化リスクが高いと診断される方、こちらは約2割と見込まれておりますが、この方につきましては引き続きこれまでどおり保健所に発生届が提出される所でございます。発生届の提出されない重症化リスクが低いと判断された8割、こちらの方々につきましては、県のフォローアップセンターに登録いただくことを依頼しているところございまして、668件の登録につきましては全て重症化リスクの低い方、発生届の対象外となっている方でございます。

梶原委員

分かりました。668名全て対象外ということですね。

それと、自宅療養を開始してから病状が悪化した場合に、24時間専用の相談窓口で電話するよということになっているのですけれども、この窓口については看護師さんが配置をされているということなのですが、その看護師さんが何名体制で運営されているのかと。8月の第7波のピークのときは3,000名を超えて感染した方が出られて、電話は全く通じないというような状況でございました。今はもうかなり状況が変わっていますのでそんなことはないと思うのですが、電話の回線数はどのぐらい確保されているのか、ちょっとその辺教えていただければと思います。

岸ワクチン・入院調整課長

梶原委員から、フォローアップセンターの相談窓口の電話回線の数、また看護師の数についてのお尋ねでございます。

相談窓口の仕組みとしましては、看護師につきまして1名常駐していること、また、看

護師の判断が難しい場合には、オンラインで外部の医師と連絡して相談する体制を築いているところでございます。また、窓口の電話回線につきましては、昼夜共に20回線をセンターとして用意しているところでございまして、感染者数が増加した場合にも対応できる体制を築いていると考えております。

梶原委員

分かりました。20回線で、看護師さんが対応できない場合はオンラインで医師のアドバイスを受けるということですね。

それと最後に、今県のホームページで、新型コロナ陽性と診断されて自宅療養される方へという見出しで載っております。この届出は、対象外の方が御自分で検査をされて、陽性が出たらその後そのウェブサイトで陽性登録をする。また健康観察と物資が欲しいという方についてもウェブ登録とありましたよね。入り口は全てウェブから入らないとできない、そういうふうには受け止めております。

今朝ちょうどラジオ体操に行きましたら、参加者の方から、これは登録も支援物資をもらいたいときも全てウェブから登録しなければいけないので、これは非常に面倒だという話がありました。65歳以上の対象の方については問題ないと思うのですが、65歳以下の方とか、ほか対象外の方につきましてはネットを使われていない方もおられますし、またスマホをお持ちでない方もおられるのが現実でございまして、やっぱり電話でもしつかりとした対応ができるようにしたほうがいいのではないかなと思います。

先ほど冒頭の御説明では、電話でもしつかり対応できるようになっているということだったんですけども、県のホームページのフォローアップセンターの電話番号が載っていますけれども、これは体調悪化時にはとなっておりますので、体調悪化以外は電話がはばかれるような、何かそういうような受け止め方をされるような書き方をしています。ワクチン・入院調整課の番号であったり、先ほどのポンチ絵の中にも別の番号がありましたけれど、いろんな番号があるんですね。ですので、ここの番号に電話をしたら何でも相談できますよというような、そういう番号を作ったほうがいいと思いますし、あと、症状悪化した場合にはという書き方をもうちょっと工夫をしていただいたら電話も掛けやすいのかなと思いますけれども、その辺については、御見解いかがでしょうか。

岸ワクチン・入院調整課長

今梶原委員から、ホームページに記載の表示や、広報の仕方でございますが、電話で対応できるよう、また分かりやすいような窓口にしてはどうかという御提案を頂いたところでございます。

今回県としまして9月26日に制度が変わってから発生届の対象外となる方、また自宅療養されている方につきましてウェブや電話のどちらも登録する窓口で、新たに準備し周知させていただいているところでございます。一方で、梶原委員御指摘のとおり、新たな制度にそもそもなじみがないことですか、どこに電話を掛ければよいか分かりづらいというような声があることも認識しているところでございます。

県民に適時適切なタイミングで必要な情報をお知らせすることが重要であると県としては認識をしているところでございます。まだこちらの制度が始まって1週間というところ

で少し物足りないところもあったのかと存じますが、決してこのままずっと突っ走っていくというようなわけではございませんので、頂いた意見や県民の利便性、そして声を踏まえまして、今後とも分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

梶原委員

常に毎日毎日、変化変化の連続で対応される皆さんも大変だとは思いますが、これからまた第8波が来るかも分かりませんし、またインフルエンザの季節も来ますので、まだまだ油断ができないと思います。大変だと思いますがしっかり対応していただけるようお願いして終わります。

東条委員

梶原委員とちょっと重なる部分があるかと思うのですが、私もとくしま健康フォローアップセンターについて御説明を受けて、梶原委員からも現状とか聞いていただいたので、設立して1週間ということで、今のところは順調に動き出したということなんですけれども、やはり御自身が登録をしなければいけないというのがすごいハードルが高いと思うのです。それで、できましたら医療機関だけでなく、施設とかいろんな所と協力し合って、陽性じゃなくても、かかっていなくてもその事前から、かかったら登録しないといけないというようなことを周知をしていただくということを是非続けていただきたいと思います。

それと、濃厚接触者の方に対してどういうふうにされているのかなというのがちょっと気になるんですが、そのことはどうでしょうか。

梅田感染症対策課長

濃厚接触者について東条委員から御質問がございました。

国におきましては、9月22日に事務連絡を発出しましてBA.5系統の置き換わりが進む中で、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受け、科学的知見であったりとか、専門家の意見を踏まえて、濃厚接触者の待機期間を原則7日間から5日間に短縮したところがございます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者につきましては、陽性者と最終接触した日から原則5日間で6日目に解除ということになるのですが、2日目、3日目に薬事承認されました抗原定性キットを用いた検査で、陰性を確認された場合には3日目から解除が可能となります。

それで、濃厚接触者の対応ということで、同居の御家族につきましては、やはり飲食であったりとか入浴、就寝ということで、従来だったら保健所のほうから連絡して濃厚接触者とさせていただいたりしたところがございますが、保健所による聞き取りがなくても基本的に濃厚接触者となるとお願いしているところがございます。

あと、やはり感染急拡大というところがございますし、高齢者とか重症化リスクのある方の命を守るということで、県におきましてはハイリスク施設とかそういった所での、濃厚接触者の特定であったり対応に重点化を図っている、そういった状況でございます。

東条委員

実は私の孫が保育園に行っているんですけども、その保育園でもう既に3回ぐらい発生しまして、うちの孫も濃厚接触者と3回言われて、以前までは病院を紹介してくれてここで検査してくださいというような手立てがありました。ですが、今回はもう明日から5日間休んでくださいと言われてただけで何も対処がなかったのです。それで急いで検査をしたほうが良いなということで、家族にうつしたらいかなんというのもありましたので検査をしようとしたら、どの病院も軽症であつたらもう診ませんというように断られました。

こういうふうな状況になっているのだなと思って薬局に行って検査をしました。そうしたら陰性だったのです。陰性だったのですけれど、保育園は5日間は見られませんというような対応だったのです。それで、うちは夫が見てくれているので孫は預かれたのですけれど、娘の友達ですけど、その方は仕事をしているんですよ。だけど急に明日からと言われたらやっぱり自分が見ないといけないということで、休みを取ったのです。そのときに正規の方は有給とかそういうようなことで取れると、でもパートだとかそういう非正規の方というのは賃金に響くのかなと思うのです。そこで、感染されたときにそういう国からとかの支援というのはあるのかどうか、事業者に対しての支援というのはあるのかどうかをちょっとお伺いしたいのです。

出口商工政策課長

ただいま東条委員より、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触となったようなお子さんをお持ちの家庭への支援策という御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、例えば委員おっしゃるとおり、濃厚接触者になった子供さん、又は陽性になったお子さんとかをお持ちの家庭は、看護を行うためにどうしてもお仕事に行くことは困難なケースがあるかと思えます。そのようなケースに遭遇された家庭に対し、国のほうが令和3年8月からでございますけれども、小学校休業等対応助成金制度を設けております。この制度で対象となる子供の範囲につきましては、感染症になったお子さんはもとより、先ほど東条委員がおっしゃったような濃厚接触者でどうしてもお子さんを学校等に通わせることができない場合が当たっております。この制度は令和3年8月からスタートし、今年の6月末までの申請は終わっております、このようなお子さんをお持ちの親御さんが、事業所に通う場合に通常の労働基準法上の年次有給休暇とは別の休暇制度をまずは設けていただく。そしてその休暇制度に基づいて親御さんが休んだ場合、事業所がその親に払った給料の10分の10を国が事業所に支援するというような制度でございます。

現在、11月の末までこの制度が延長されておまして、労働局はもとより県のほうもこういう支援制度があるというところを県の企業応援メールであるとかホームページ等で周知広報を図っているところでございます。

東条委員

こういう制度があるというのはちょっと知らなかったもので、事業所の方々も多分このことは分からないかなと。今までも有給でこなしてきたのかなと思うんですけど、改めて感染症休暇制度というのを設けていただいたら、国から助成されるということをもう少し

周知をしていただいて、休みやすい体制をとっていただけたら有り難いと思います。非正規の方もパートの方も利用できるということなので、是非広げていただきたいと思います。

現状で即、そういう状況になるのかといたらなかなか難しいのですが、5日間濃厚接触者だから休んでくださいよと言われた場合に強制的に休む、そういうときに子供を預かってくれるような場所というのがあれば子供を預けて仕事に行けるわけですね。そういう子供を預かっていただけるような場所というのはあるのか。検査して陰性の方です。陽性の方は手立てがあると思うのですが、陰性の方じゃあここに預けたらいいんですよという所があればそれも教えていただきたいと思います。例えば、医療機関の一時預かりだったりとか、病後児的な預かる所があるとかいうのがあれば、そっちはどうなのかなということがちょっと気になったのです。

梅田感染症対策課長

ただいま東条委員から、子供さんの預かり保育といった制度はないのかという御質問でございます。

所管が未来創生文化部でございますので、こういった要望があったということで、担当部局にお伝えさせていただきたいと考えております。

東条委員

是非子供を預けて働けるというような場所があれば有り難いので検討していただけないかとお伝えさせていただきたいと思います。

それと、物資の支援なのですが、コロナにかかった方が物資の支援が欲しいと思っても連絡できる状況ではないらしいのです。電話ができないような状況で、電話ができるというのはちょっと元気になったときとかみたいなので、やっぱり物資を頂くというのに対しても何かもう少し処置があればいいですし、言っても本当に必要なんですかとかをすごく聞かれるらしいのです。窓口がすごい厳しいみたいなどころがあるので、その辺もある程度必要であれば早急に対処するようなことというのでも必要かなと思うのですが、物資の関係はどういうような状況でしょうか。

岸ワクチン・入院調整課長

東条委員からの、コロナ陽性となられ自宅療養になられた方に対しての生活支援物資の送付の状況といたしますか、必要性の聞き取りについての御質問でございました。

とくしま健康フォローアップセンターができた前後の対応につきましては、特段変わっておりませんが、中身について説明させていただきます。

重症化リスクの高い方々につきましては、従前と変わらず電話で御連絡させていただいているところでございます。その中で、家庭の中での感染、本人の体調の症状でございませつか、住所ですとか、例えば独り暮らしの方なのか、それとも同居の家族も全員感染してしまっているような状況なのか。あと、家庭の中での食料の在庫状況など、総合的に聞かせていただいた上で必要という方には希望通り送っていたところでございます。

一方、リスクの少ない方、症状が軽いような方に対しましては、最初こちらからはSM

Sという形で御連絡させていただいたところですが、当然本人からであれば電話でも受け付けておりますし、まだちょっと喉が痛いというような状況で、あと自分のタイミングで連絡したいという方につきましては、SMSを通じましてその希望を頂く。こちらにつきましても電話での聞き取りと同様に家庭内での感染状況ですとか本人の症状など、聞き取った上で、その上で必要であるというような方につきましては、これまでも支援物資を送ってきたところをごさいます、フォローアップセンターが9月26日から開設したところをごさいます、こちらの仕組みにつきましては維持しているところをごさいます。

東条委員

電話を掛けるというのは結構勇気がいるので、掛けやすいような対応をしていただけるようお願いしたいのと、先ほど梶原委員からも出ましたけれども、やはり幅広い相談窓口というのは絶対要るのかなと思います。フォローアップセンターは感染症になった方だけなのですけれども、やっぱり濃厚接触者の方とかいろんな生活の場面で、今言った医療関係だったり教育関係だったり、それから事業所対応もですよね。それから子育て支援というような生活が本当に密着したところでいろいろ情報を伝えていっていただけるのかなと思いますし、知事がちょうど記者会見で言われていたんですけれども、誰一人取り残さないセンターにしますということでございましたので、やはりそういうことも周知をしていただきながら、全体で共有していただく。今日は特別委員会ですので、点検をしていただいて窓口をしっかりと登録しやすい、分かりやすい、相談しやすい所にしていただくように要望しておきたいと思います。

もう一つちょっとよろしいですか。谷本政策監補兼危機管理環境部長さんが先ほど北朝鮮からのミサイル発射のことをちょっとおっしゃっていましたが、ちょっと教えていただきたいんです。Jアラートというのが流されるのですけれども、どういうときにJアラートが作動されるのかということ、どういう音なのかというのが分かったら教えていただけたら有り難いと思います。

永戸危機管理政策課長

ただいま東条委員から、ミサイル発射時のJアラートがどんな音声をしているのかというような御質問を頂きました。

今日のニュースでやっています、私も耳にしましたけれども、防災行政無線のスピーカーからウーという不快な音が流れます。当然音だけではなく、音声情報も同時に伝わるはずですが、まずはそういった機械の音が防災行政無線を通じてミサイル落下の可能性のあるような市町村に対しては伝達されるということでございます。

東条委員

私はそのJアラートと言われてもどのような状況なのかというのが全然分からないので、その音が流れてきても今のはなんだったんだろうと多分なると思うんです。それで、今後、県民にもそういうことも知ってもらわないといけないのかなと思うのですけれども、今後の方針とかこんなことをしたいという計画があるのであればちょっと教えていただけたら有り難いなど。今度の計画ですね。

永戸危機管理政策課長

ただいま東条委員から、先ほどのJアラートの周知についての計画ということで御質問を頂きました。

今年に入りまして北朝鮮がもう20回以上のミサイル発射ということで、非常に心配な状況になってきています。そこで、本県といたしましても6月の嘉見議員の代表質問にもお答えしましたがけれども、市町村に対してこういった住民に対する周知徹底をお願いするとともに、9月1日に総合防災訓練がありましたけれども、その会場で当課が、そこでミサイルについての注意喚起についての資料や動画、先ほどの音も聞けるような、そういうブースを構えて周知をしました。それから、県のホームページ、安心とくしまという危機管理のホームページもございます。そちらにも動画とか各種資料、さっき私が言ったような、あの変な音についても聞けるようにしておりますので、委員の皆さんも是非ホームページに来ていただいて一遍聞いておいていただけたらと思います。

それから、当部が所管しております防災人材育成センターが防災出前講座ということで地域の自主防災組織等に出前講座をしていますけれど、そういったときにもミサイルに関する資料をお持ちしまして、御説明するというのもやっております。そういうことを含めまして、できるだけ多くの県民の方々に情報を伝えてまいりたいと思っております。

東条委員

今日の朝とかだったのですごく気になりました。ホームページで音を出していただいているのだったら、皆さんも音を聞いて、この音がこれなんだなということの周知とか、県民が安心できるような対策を是非今後もとっていただきたいと、要望させていただきます。

大塚委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（11時58分）

大塚委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

西沢委員

まず、公文書の管理の件になるのですがけれども、私が31年前に県議会議員になってからすぐに、地下1階、2階まで見ました。その時に非常電源と重要文書の倉庫がありまして、津波でちょっとでもつかったら地下1階、2階がプールになる。これは全然駄目なのではないかということで、三十一、二年前からその話が出ました。

非常電源はこの前行ったら空っぽでして上のほうに全部上げてくれていました。ただ、公文書そのものがまだ残っているような気がします。その時の話を聞きますと、重要文書は各課が持ち帰って保管しているという話を聞きまして、それはないだろうと。重要文書を各課に持っていったら無くなる可能性が十分にある。市町村が合併のときなんかは重要

文書が合併のときに無くなってしまうという話をよく聞きます。やっぱり各課がそういう重要文書を保管していくというのは問題があるのではないかとその時も指摘しました。

それ以降、この公文書の扱いを何か今きちんと公文書管理条例、今度素案が出てくるのですかね。出てきたのですか。それで保存とか、そんなこともきちんと規定するとか。文書館で特定歴史公文書をきちんと保存するような話が出てきていますけれども、現実はどういうふうにするのですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま西沢委員から、公文書の取扱いについての質問を頂きました。

公文書につきましては、先ほど条例の話も出ましたけれども、所管されているのは監察局の法制文書課になりますが、災害の話についてということですので、私のほうからお答えします。

災害時に洪水とか、津波とかそういうときに浸水によって価値のある資料が失われるということは、東日本大震災の時にも文化財を失ったりして非常に大きな問題になることは認識いたしております。こういったことを受けまして、これまで重要書類を地下2階の倉庫に置いてあったのですけれども、平成25年度から不測の事態に備えまして特に重要な文書につきましては委員がおっしゃったように、各課においてそれぞれ特定の書庫に保存するというので、地下2階には新たな受入れを行っていないということでございます。

その結果、地下2階にある2つの書庫のうち5年、10年の保存文書についてはこれまでの取組によりまして、令和4年4月現在で書庫を5分の1まで減少したということで大分減っているようであります。ただ、一番保存年限の長い30年書庫については余り減少していないと聞いております。今のところそういう新しい重要書類については各課で保存することで、倉庫の運用については年限が来るまでしっかり保管していくという状況でございます。

ちなみに、5年、10年の保存文書につきましては、地下2階に約4,000冊、それから30年の保存文書については約1万5,000冊あると聞いております。

西沢委員

すみません、ちょっと聞こえにくかったことがあるので、最重要文書はそのまま地下に残っているという意味ですか。

永戸危機管理政策課長

平成25年度以前の分についてはそのまま残っているということでございます。

西沢委員

以前の文書ほど重要なものがたくさんあるのじゃないかなと。もうそれが無くなったらいけないという、徳島県の宝物のような物もいっぱいあるのではないかなと思います。私は最初から重要文書でこれは無くしたらいけないというような物は、県立の文書館とかそういう所に預かってもらう方がいいのではないかと。そこできちんと管理してもらう。そしてもし文書館でオーバーするんであれば増設でもして置く。

一括管理してもらおうというようなやり方でなかったら、各課が持ち帰って保管するか、最も重要なものが残っているような気がします。津波がきたらそのまま、バン。防水のような状態の部屋ではございませんので、水はどこからでも入ってくる。それがつかつたらもうこれで終わり。だから、そういう完全管理するような、管理してくれるような状態にするべきだと思うのです。各課がこういうふうにはばらばらにしていたら、本当に無くなりますよ。一括に置いておく、それもきちんと管理しておくというのが、完全に管理することだろうと私は思います。そういうふうにも今度の条例で、公文書の管理条例を作るときには、完全に管理するんだという中で、きちんとそういう体制を整えてほしい、それも明記してほしいと思うのですけれどもいかがですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま西沢委員から、重要書類の管理について重ねて御質問いただきました。

御承知かもしれませんが、法制文書課としましてはこういった御意見を受けまして、管財課とか、あるいは文書館とか公文書の保管場所についていろいろ協議を重ねていると聞いております。やっぱりなかなかスペースがないということで、その辺なかなか抜本的な解決までは至っていないようですけれども、今回のこの条例の検討の中におきまして、併せて考えますので、西沢委員の御指摘については改めて担当課のほうにお伝えさせていただきます。

西沢委員

是非文書館のスペースが足りないのだったら増設して、そこに置いて文書館のほうで一括管理してもらおう。管理するのは人員を増やすわけではないんですからね。増設は要りません。でもそのぐらいをきちんとしてほしいなど。それが徳島県の宝物をきちんと管理することではないかなと思います。よろしくお願ひいたします。

それから次に、南海トラフ巨大地震の臨時情報がこの前大きく新聞に載ってにぎわいましたけれども、私も以前からずっと懸案材料であるこの臨時情報の件、何もないなということで今回一遍言ってみようと思ったところだったのですよ。

東海・東南海が発生したときに、その発生したことを予知として徳島県が南海地震発生する可能性が十分に高くなったということでの対策を練るということを私がかかなり以前から、国のほうから発表する以前からそういうことを言ってきたのです。

それから何か国がそれをよしとするような意味合いのことで、東海・東南海が発生したらこういうことを踏まえて、南海地震が発生するだろうということでの対策をするということを言い出しました。ただ、何か記憶の中ではそれがトーンダウンしたような、そういうかなり厳しい、できるかこんなことというようなことが何か言われてたような気がします。その中で一遍トーンダウンしたように、そんな記憶があります。

それから以降、警戒宣言という形の中で復活してきて、今のような状態になってきたのかなと、私の記憶ではそういうことです。

私も警戒宣言が出されて、その時に2003年9月議会でそれを取り上げて話をしました。一般質問したんです。ちょっと長くなりますが読み上げます。質問のほうはやめて答弁のほうだけ言います。県民環境部長の答弁です。

東海地震の警戒宣言が発令時、又は東海地震や東南海地震が発生したときに備え、被害の軽減を図るため、早期に検討の場を設け、磯渡しや海岸での釣り客に対する注意喚起など、事前に対策をとれるものを検討し、できるものから進めていくべきではないかとの御質問でございます。

南海地震は東南海地震と同時又は相互に近接して発生する可能性が高く、また近接して発生する場合は東南海地震、南海地震の順で発生する可能性が高いとされております。本県は中央防災会議の専門調査会におきましても、南海地震の強い揺れと津波により大きな被害を受けることが想定されており、地震被害軽減のためには東海地震の警戒宣言が発せられた場合、又は東南海地震が発生した場合における事前の予防対策を今のうちからしっかりと検討し、可能なものから講じておくことは大変重要であると認識しております。御提案の磯渡しや釣り客はもちろんのこと、港湾、漁港従事者が夏場の海水浴客等に対する予防措置につきましても、沿岸市町村をはじめ漁協など関係機関、関係団体と連携し適切な対策を検討してまいりたいと考えております。

これが2003年9月議会における私の南海トラフ巨大地震についての質問に対する答弁です。

その後、私はずっと状況を見ていなくて、何の対策を練っているのかなと、全く動きが見えないなという中で今回質問してみようと思ったんですけれどね。結局はその私の2003年の質問以降、県として何か動きはありましたか。

鈴江事前復興室長

今、西沢委員から、津波対策についての県の取組について御質問がございました。

先ほど委員が言われましたように、当時は東海地震の直前予知を前提として、大規模地震対策特別措置法により、地震を予知し、我々がどのような行動をすればよいかというようなことを考えておりましたけれども、これが平成29年の9月26日の中央防災会議の報告書で、東海地震の直前予知を前提として二、三日以内に大規模地震が発生するおそれがあるといった明らかな地震の予知は困難であるという報告が出まして、それを受けて現在の形の、この間新聞に載りました、いわゆる臨時情報というものが令和元年に気象庁から発表されるようになっております。

その臨時情報ですけれども、半割れとか滑りとかに分かれていろんな巨大地震警戒とか巨大地震注意というのは出てくるようになっております。以前、議会で答弁しました件につきまして、そのときは飽くまでも東海地震の直前予知を前提とした対策もやっておりましたけれども、先ほど言いましたように臨時情報に今変わっております。それで、県としては現在、様々な臨時情報に対しての取組ということで、平成30年から令和元年にかけて県の地震防災計画等でこのような臨時情報の対応を盛り込んで、様々な関係団体の意見を聞きながら改正を行っているところでございます。

その後、徳島大学や市町村と連携いたしまして、臨時情報の公開講座を開催したり、出前講座等によって県民への周知啓発を図っております。またあわせて、市町村とか住民団体とともにワークショップ等を開催しながら、臨時情報や津波の危険性があるときの避難の方法について、いろいろ地元で議論を続けているようなところでございます。

西沢委員

ちょっと待ってください。質問以上のことを何かいろいろ言っていますけれども、私が言いたいのは、質問の答弁の中で、東海地震の警戒宣言が発せられた場合、又は東南海地震が発生した場合における事前の予防対策ですから。国が言う東海地震の警戒宣言がなかなか難しかった、予知が難しかったというのは分かりますよ。だからこそ私は一番最初に言ったし、ここで以前から言っている。東海又は東南海が発生した場合の予知とすること、これを私は言い出したんです。予知が非常に難しいという中で、発生したことを予知とすること、これを私は一番最初から言っている。それに対して、それも含めてやりますという返事だったので、それがやられていないのではないですかということを知っているわけですよ。だからその後のことではなくて、それに対してやっぱり起こったときのために即応態勢をとると、行動をとるということを何でしなかったのかと、私はずっと不審に思っていたということを知っているんです。

鈴江事前復興室長

先ほどの繰り返しになりますけれども、東海地震は予知が難しいということで、南海トラフの地震の臨時情報というような発表になりました。それで、県でそういうような臨時情報が発表されましたら、まず何をするかといいますと、当然テレビとかラジオ等で報道はされます。それとあと、気象庁の情報を受けた県からは、市町村に対して自動的に防災無線や広報車による住民伝達がされるような仕組みをとっております。それと同時に、県としましては、臨時情報、調査中の場合には災害対策連絡本部、又は巨大地震注意、巨大地震警戒のときには災害対策警戒本部又は災害対策本部で対応することとなっております。それとあわせて、臨時情報が出たときに、住民の皆さんの被害、避難を迅速にさせていただくために、県では平成30年12月28日に徳島県南海トラフ沿いの異常な現象や防災対応方針で、全県を北部、南部、内陸部に分けまして、かつ自立避難が困難な方とかいうふうな避難の対象者ごとに避難区分を設定しまして、住民の方に分かりやすく避難行動をとっていただけるような指針も作っておりますので、そういうような対応をやらせていただいております。

西沢委員

その後のことはまた聞くのですが、まず、一番私が行政の皆さん方をお願いしたのは、東海・東南海地震が起こったときとか起こりそうなときということなんですけれども、この東海・東南海地震が先に起こるんですか。完全に先起こるんですか。それとも起こる可能性があるということですか。

鈴江事前復興室長

東南海地震か南海地震だと、どちらが先に起こるかというのははっきり言えません。分からないところで、両方とも起こる可能性はあります。

西沢委員

過去に私が知っている限り、歴史的に分かっている範囲内だけですが、南海地震が先に

起こったということが1回ありました。だからこの発表の中で一番困るのは、東海・東南海地震が先に起こるんだと思い込んでしまったら大きな間違いになるのです。それならそれ起こってからでいいなと思ってしまったらアウトなんです。南海地震が先に起こる可能性もあるんですよということを踏まえながら、東海・東南海地震が先に起こる可能性は高いですよ。その前段階がなかったら勘違いする人が出てきたら困るんです。そこらあたりが何か新聞でも国の発表でも余り見受けられない。まずそこからなんですよね。間違ってもらったら困るんですよ。確率は高いですよというのはあります、過去のデータとかで。でもやっぱり先に南海地震が起こる可能性があるから、今までどおりの注意喚起はしておかなければいけないという中からの次の段階ですね。そう思うのです。いかがですか。

鈴江事前復興室長

私も西沢委員のおっしゃるとおりだと思います。やはりどちらが先に起こるかというのは全く分からない状況ですので、一般的に言われているイメージ、東海地震、東海沖が起こってから南海で起こるといようなことも昔から言われてきておりましたので、そういう認識を持っていただいている方は多分たくさんおられるかと思いますが、実際は南海地震が先に起こる可能性が十分あるということを県民の皆様にも併せて一緒に広報して、地震が起こったときの対応方針等について県民に広げて、安全・安心を守っていきたくて思っております。

西沢委員

このあたりはきちんと皆さん方に分かりやすいように発表していただきたいと思えます。

あと、臨時情報が出されたときの訓練なんかも今後やっていくとは思うのですが、訓練の前にやっぱり整理しないといけないですね。行政がどうする、関係団体、警察とか消防、消防団、学校、保育所、病院、いろいろもろもろ起きたらどうしていくのかということもきちんと煮詰めないといけないですね。

それから、前に私が言いましたように、そのときには、個人にも車の燃料が半分ぐらいになったら満タン入れてもらうとかそんなことの画一性を持ってもらう。特に東海・東南海地震が起こったときとかそういう警戒宣言が発表になったときは、やっぱり車の燃料はできるだけ満タンにしておいてもらう。起こったときにみんなが足りないようになってガソリンスタンドに押し掛けていくのでは困ります。

当然、服装とか薬とか持って出る常備品も、又はどこかに置いておく、そういうことを再確認はしないといけないですね。それから、国の発表では1週間ぐらい避難しておけばいいという、これも分からないですね。前回は昭和19年12月、そして昭和21年12月ということで、丸2年間離れたのです。その前が三十何年やったかな。だから何年ぐらいか、こんなもの分からない。だからそれを1週間程度というのはどういうところから出てきたのかよく分からないんですけれども、できるだけしばらく居られるような所を探す。

例えば高台の親戚の家とか友人の家とか、又は高齢者の場合は安全な介護施設があればそういう所に預かってもらう。だからそこで預かってもらったら大体が家にいる人だけで

すから、全く介護が100パーセント要するという人ではないかも知れないけれど、その介護施設に対するボランティアの応援部隊なんかの必要性があればそういうことをやっておくとか、個人に対しての動きに対してもいろいろやるということがいっぱいあります。それらを早急に煮詰めて、そして避難訓練をするということが必要なのかなと思います。もう訓練の日にちを大体は決めて、その中で準備をどんどんしていかないと、なかなかまたのらりのらりしていたのでは駄目なので、日にちを決めてから詰めていくという段取りをしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

鈴江事前復興室長

今、西沢委員からお話ありました、南海トラフ臨時情報と併せた訓練ということで、新聞にありましたように、住民の方がこの臨時情報の意味をなかなか分かっていないというのがまず大きくあります。まずは、この10月中旬から11月にかけて、沿岸部の津波の浸水地域に入っている市町村を対象に、徳島大学と市町村と一緒に県のほうで住民なり市町村の職員、新聞にも市町村の職員の取組をとという話もありましたけれども、それでキャラバンといいますか公開の講演会を開催して住民に意識づけを行う、啓発を行うというのを第一段階に考えております。

その後、また西沢委員おっしゃるとおり、実際こういうふうな発表がされたときにどこに逃げるんだとか、どういうふうに逃げたらいいのかとかいうのもなかなか分かっていけませんので、解決になるような方法も考えていきたいと思っております。

西沢委員

当然ながらできることは完璧にやっけていかないと駄目で、できるところから即やらないといけない、どんどんどんどんやっけていく、それで煮詰めていくというやり方も当然ながら必要ですよ。よろしくお願ひいたします。

そして、各BCPの計画の中で、それはどういうふうに取り組めるのか。学校の授業とか施設の利用の在り方、そんなこともやっぱり詰めていかないといけないから、各部局と地域地域でのそういうできることは早急にやっけていってほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

それから、アンテナの基地局の問題ですけれども、例えば、牟岐町の私の友人が持っている山の上に四つ、五つぐらいかな、アンテナの基地局があります。そこまで行く道は、私の友達が行きたいということで、ごそごそ造った。もうみすぼらしいというか、これが道かという道なのですね。なので軽四のトラックでよっこらせと上がって行きました。私も上がりました。大変厳しかったです。これは地震が来たら大変だなと、要するに掘っているだけです。これもかなり荒く掘っていますからどうなるか分からない。

考えてみましたら、このアンテナ基地局というのは、きちんとした道ができていたのがどれだけあるのかということとその時感じました。聞いてみましたら、大変な所がいっぱいあるというような返事もございました。このアンテナ基地局まではケーブルでデータが行っていると。そこから、アンテナから電波を発しているということ。

もう一つ、電気のほうは非常電源、燃料系統又はバッテリー系統が24時間使える。24時間ほど使えたということです。ということは、24時間を過ぎたら電気が切れて南海トラフ

巨大地震みたい大きな災害で電気が切れて、そして24時間たったら、後は電波を出さないという状況になるんじゃないかなと。そのときには今いろんな災害アプリがありましたよね。位置情報とか、それから安否確認情報とかいろんなアプリがありますけれども、1日過ぎたらこれは使えませんね。せっかくこういう災害情報のアプリがあってもそういう状況になるんじゃないかなと思います。

それからどうしたらいいのだということをずっと考えてきましたけれども、国もそれは心配しております。そのときをどうするかと。結局、私が思ったのは、早急にその道を整備しなかったらしょうがないなと。ドローンで運んでいってするような時代はまだ10年ぐらい先だと思いますから、今の状況ではもう道を直して、その道から燃料なりバッテリーなりの交換なりを持っていかなかったらしょうがない。

24時間しかもたないのだから、それまでに道を直して持っていく体制というのをつくらないと仕方ないではないですか。例えば近くの建設業者で、ユンボとか建設機械なんかは地震、津波にやられない高台にある状態である所と提携して、1日以内に道を直してもらって運ぶという状況を作らないと今のところは仕方ないのではないかと。じゃなかったらこれは被害がかなり広がったり、情報が入らなかつたりするのだらうなと思います。こういう状況を早く作る必要があるのではないかなと思います。これに対してはどうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

携帯電話基地局の停電対策というところで御質問いただきました。

まず、過去の災害の停電の復旧状況というところからお話しさせていただきますと、東日本大震災においては東京電力関連の件で最大約466万戸の停電が発生いたしましたけれども、発生3日目で約80パーセント、8日目で約90パーセントの停電が解消しているといったような状況でございます。

西沢委員

そういう周辺の状況ではなくて、現実に私が言ったことだけで。時間がないんです。要するに道が地震によって行けなくなると、そういう状況が起こり得るのかどうか。起こり得るのだったらそのときにはどうなるのか、という中で対策方法はどうしたらいいんだということを言っているわけです。

杉本道路整備課長

ただいまアンテナ基地局までの道路の啓開の重要性ということでお話を頂いたところでございます。

道路啓開としましては、委員御承知のとおり、四国整備局、また国、各市町と共に各地域の建設業の協会とも協定を結ばせていただきまして、徳島県の道路啓開計画というものをしております。重要な路線、例えば国から求められております四国全般を進出する啓開のルート、また、第一次から第三次まであります緊急輸送道路等の啓開をまずは優先して早急に対応していくという形でしているところでございます。そのために協会とも訓練等も行いながら対策を実施しているところでございますが、今委員のほうから具体的に御懸念いただいていますアンテナのたもとの小さな道ですね、こういった所についてはちよっ

と今のところ県道路としましては対策する形にはなかなか至っていないところが現状でございます。

西沢委員

その影響はすごいですよね。電波が来ないので。先ほど言いましたがその道は、私が知っている限りは個人が造った道。だから公共の道ではございません。個人の私道で、道路かどうか分からない感じでした。そんな所がいっぱいある。どうにかアンテナ基地局まで行けたらいいというような所が多いような気がします。

だからこそ、そういう所が電波が出ないようになるのですから、かなりの影響が出ます。そういう所をきちんと優先順位を高めて、言いましたように1日までしかもたないのですから。それまでにアンテナを直していけるようにしなければいけないのですよ。順番が5番目、6番目と言っていたのでは、これはいつまでたっても電波は来ません。安否確認もできません。位置情報も分かりません。だからそういうあたりをきちんと直す必要があるのではないですか。

国のほうにもそういうことも申し上げて、県も県できちんとやっていくということが必要なのではないのですかということです。いかがですか。

杉本道路整備課長

先ほど申しましたように、重要な施設までの復旧、啓開につきましても、例えば防災活動の拠点となるような施設につきましても、あらかじめ重要施設などのアクセス道路としまして優先順位を付けているところがございます。その中で、県としまして災害対策本部の中でそういったアンテナ基地局等の優先順位が上がってくるようなケースの場合につきましても、例えば、市町村道でありましたら関係市町村などで対応していくことにはなろうかと考えているところがございます。

西沢委員

この話は今出た話じゃないのですよ。1年以上前から危機管理環境部に話して、きちんと対策してください、対策ができたと言ってくださいという話だったけれどいつまでたっても対策は言ってきません。いつまでも置いておくわけにいかないのが今日発言したという状況なのです。だから今の状況だけの言い方だったら、このアンテナ基地局は別に防災拠点ではないというような内容に感じました。でもこれが電波が出なかったらその周辺はパニックになることがいろいろあるなど。防災上は重要拠点ではないのですかね。そういう中でそれも含めた、これも24時間しかもたないという状況の中でどうするのですか。対策をきちんとしないといけないのではないのですかということを行っている。このまま置いておくのですか。

鈴江事前復興室長

携帯電話基地局につきましては、以前から西沢委員のほうからお話がありまして、実は今年の夏前ぐらいにドコモさんからもいろいろそういうような危機的事象への対応ということで御相談がありました。一緒にドコモさんと話す中で県道から一步入った所の山の上

まで上がる道をどうするんだというような話も出てきていまして、一緒にいろいろ具体策を考えているところです。それでドコモさんの一つの方法としては、エリアの大きい大規模基地局をまずは優先的に稼働させてというのがありますので、そこらあたり優先順位とかも含めて、今後ドコモさんとの話合いの中で検討していきたいと思っております。

西沢委員

県に話してもなかなかちがが明かないので直接ドコモさんと電話で話しました。だから知っています。それで、その対策がなかなか前に進んでいないようなのでそういう話になったのだけれど、早急にその話を煮詰めて、放っておけばいいのだったら放っておくでもいいのですけれど、そういうわけにいかないのではないかなと私は思います。

早急に話を煮詰めて、私は要は24時間以内に道路をきちんと何とか行けるような状況を作ってもらいたい。そしてみんなに電波がきちんと来るような、ずっと通して電波が通じるような状態を維持してほしい、これはよろしく願いしておきます。

大塚委員長

ほかにございませんか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

ミサイルが飛びまして先ほども話題になりましたので、ちょっと先にやっておきます。さっきNHKで防衛省が被害を確認されていないとおっしゃっていましたが、新幹線が止まったり学校が休みになったり、行事が中止になったり、実際影響を受けているわけです。ひどい話ですね。しかし、15分たったら朝鮮から飛んできているミサイルが太平洋まで到達してしまうわけですね。そんなものが飛んで落ちた後に止めるのに何の意味があるのかなと思いました。自衛隊が破壊措置をとっていないですから、大体発射した直後にどちらのほうに向かっているか、どこまで飛ぶだろうかとある程度分かるのじゃないかなと思うんです。そんなことは教えてくれないと思うんですけれどね。

9月30日の県土整備委員会でも実は聞きました。対策がどうなっているのかということ。そうしたら永戸危機管理政策課長のほうから徳島なんかはコストパフォーマンスが低いから狙われないだろうとおっしゃってましたよね。それはそうかも分からないけれど、今の国民保護法による対応では、例えば東京がやられたときにどうするかということが想定されていないという答弁がありました。

それから避難施設の一覧を後で頂きました。国民保護法では地下施設なんかを確保する

こととなっていますけれど、これも学校の体育館とかそんなのばかりで、徳島で地下なんて1か所もないですよ。言え対策が形だけになっているのでしょ。それから安定ヨウ素剤というのも放射能漏れの対応で中四国に1か所あるだけで徳島県には備蓄なんかない。こういう実態ということはもう既に分かっています。じゃあ、お尋ねしますけれど、もし四国上空をミサイルが飛んで、Jアラートが出たら、学校はどう対応するのですか、行事はどう対応するのですか。何らかの方針があったら教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、四国上空をミサイルが通過した場合の対応についてでございます。

今回ミサイルの発射につきましては、北海道、青森県上空を通過したわけですが、本県上空を通過した場合でも今日と同じ対応になります。危機管理会議を招集いたしまして、関係各部署を集めて情報共有、それから対策の指示という形になります。当然、四国上空を通過する場合には落下物、弾道ミサイルの場合ですと大きい物でありましたら多段タイプ、二段、三段ぐらいのミサイルがあります。発射後にブースト部分を切り離してそれらが落下するという可能性がありますので、そういった声に対する注意喚起が中心になってくると思いますが、基本的にそのときの状況を見て、形勢を判断して、先ほど扶川議員がおっしゃったように学校を休みにするとか、そういうことについては判断していくようになると思います。機械的にそれを判断するルールが今あるわけではありませんが、そのときに迅速に判断して対応してまいりたいと考えております。基本的に自然災害が起きたときに準じて対応していくと考えております。

扶川議員

自然災害ならね、台風なんかだったら来るぞ来るぞと何日も前から分かるしね。地震も議論がありましたけれど、ある程度そのうち来るぞということが分かっていますよね。いきなり来て15分で決着ですからね、対応のしようがないんじゃないですか。実際に落ちたら、核戦争になったら15分で終わっていますよ。どうしようもないですね。しかし、少なくとも、確かに田舎は生き残るかも分からないので、真剣に考えるのだったら、東京がなくなったときに県はどうするかぐらい考えておくといいんじゃないかと思いますが、そんなようなことを検討しておく必要があるんじゃないでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、例えば東京が中枢機能を消失するような被害を受けた場合に、そういうことを想定すべきではないかという御質問でございました。

当然、危機管理する以上はどのような事態が起こるかというのは、先入観を持たずに対応していく必要があると思いますので、そういうことも考えておく必要があります。ただ、もし首都圏が壊滅するような打撃を受けたとしても、我々は徳島県として徳島県の持つ資源を持って、徳島県民の生命、身体、財産を守るために全力で取り組みます。まずは国防そのものは国家の責務でございます。我々は県民の生命、避難を中心として、身体、財産を守っていくということになりますので、これについては自然災害も同じでござ

いますけれども、全力を持って取り組んでいきたい、そのためには可能なことはやっていくと考えております。

扶川議員

これは言ったって答えられないと思いますけれど、じゃあ地下シェルターを造るのですか。安定ヨウ素剤を備蓄するんですか。

永戸危機管理政策課長

先ほど扶川議員からも、コストパフォーマンスというふうなこともありましたけれども、やはり行政がやる以上は当然、蓋然性とそれに掛かる対策のコストを考えた上で対策を打っていきたいと考えております。したがって、今後そういった要素を様々考えまして対策が必要であれば対策を講じていきたいと考えております。

扶川議員

いよいよ国際的に緊張が高まって、北朝鮮が打ちそうだとなったらそれは考えるということなんですよね。今すぐそんなシェルターを造るなんて言ったら県民から猛反対が出ると思いますけれどね。私は核ミサイルの応酬になったら、終わりだと思いますので、通常兵器で一定の抑止力というので自衛隊に頑張ってもらって抑止しつつ、絶対に核戦争にならないように外交的な解決、とりわけ核廃絶にもっと真剣に国として取り組んでいただくよう、県として、県民の命を守るために意見を上げていくことは大事だと思うんですよ。そのための要望というのを何度してもいいと思うので、それはこれから直ちにやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、戦争を無くすために、外交的努力をするように今すぐに要望ということでございます。

そこにつきましては知事は、過去に全国知事会長でございましたけれども、全国知事会のほうでこういった事案のあるたびに47都道府県の総意として国に対して、全力で外交努力をしていただけるように繰り返し提言しているところでございますので、そういった機会を捉えて今後も提言していきたいと考えております。

扶川議員

是非お願いします。核兵器廃絶の条約に批准しないのではいけないと私は思っております。

コロナについて伺いますけれども、先ほどもちらっと梶原委員さんがおっしゃいましたけれど、私も第8波が心配なのですけれど、第8波がもし来るとしたら、インフルエンザと同時に来る可能性もあるわけで、そのあたりどのように県として一定の予測をしておられるか。それから、オミクロン株については死亡率は低かったけれども、感染者数が多かったために死亡者数が増えました。その多くが高齢者でありまして、コロナ自体で命を落とさなくても持病の悪化によって亡くなった方が多かったです。本会議で申しましたが、死

亡者数の割合がコロナ後増えましたよね。関連死というのがあったのだろうと私は思います。そうであれば、引き続き高齢者、高齢者施設を感染症から守るということについては絶対気を抜いてはいけないと思うのですよ。その観点で今徳島県がどのように考えているのか教えてください。

梅田感染症対策課長

ただいま扶川議員から、今後の新型コロナ対策について、インフルエンザとの同時流行に備えて県としてどう考えているか御質問いただきました。

まず、南半球のインフルエンザの流行の結果を踏まえ、国も今冬につきましてはインフルエンザが流行する可能性が高いということで、注意喚起を図っているところでございます。県といたしましては、毎週でございますけれども、感染症発生動向調査というのがございまして、インフルエンザ発生状況の定点観測をしておりますので、そういったところでインフルエンザの発生動向をしっかりと見ていくと同時に、もちろんコロナにつきましては発生動向をしっかりと押さえていくといったところ。

あと、御高齢の方につきましては、インフルエンザ予防接種、それと新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして、積極的に御検討いただく。あと、県の医師会、関係機関としっかりと連携しながら県として同時流行に備えてどういった形がとれるか、協議をしながら対策してまいりたいと考えております。

扶川議員

時間が余らないので、そういう取組を進める中で少し気になったところがありますのでお尋ねしておきます。一つは、高齢者の施設なんかでね、これまでと同じ対応でいいのかといったらそれも違うと思うのですよ。今では私も知っていますけれど、家族が窓越しの面会を求めても駄目と言われる。そんなことをやっていたら認知症が進んでしまいますよね。だからそれは7波が収まって、次の波が起こるまでの間にもうちょっとそこらあたり配慮した対策というのを高齢者施設については求めていく必要があるかと思うのですよ。フレイル予防ですね。

それから、もう1点は全数把握と併せてクラスターの発生を報告しないようになりました。これはちょっと、特に高齢者施設については納得がいてないですね。高齢者施設でクラスターが発生するということは、そこで死者が発生する可能性が非常に高い。ほかのどの施設よりも高いわけで、そういう情報が報告されないというのはおかしいと思います。この2点について、どのようにお考えか教えてください。

梅田感染症対策課長

私のほうからは、扶川議員に御質問いただきました高齢者施設等のクラスターの発生状況をなぜ公表しなくなったかについて御説明させていただきます。

まず、国におきましては、9月8日にウイズコロナに向けた政策の考え方を示しました。医療保健現場の負担を軽減していくということと、高齢者や重症化リスクの高い方を守るといった観点から、ウイズコロナに向けた保健医療体制の重点化を図るといったところで、9月26日から全国一律で、患者の発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方、

そして重症化リスクがあつて新型コロナウイルス感染症治療薬の投与，又は新たに酸素投与が必要とされる方，あと妊婦といった4類型に限定いたしまして，発生届の作成を求めるところとさせていただきます。

こういったことから，発生届対象外の陽性者の方につきましては，人数と年代のみの把握となり，全陽性者の詳細な情報の把握が非常に難しくなったということ。そして，例えば高齢者施設におきましては，発生届対象者のみのクラスターを把握いたしまして公表することは実は可能でございますけれども，県民の皆様が高齢者施設のみでクラスターが発生して，それ以外の施設ではクラスターは発生していないのではないかと誤認識してしまうおそれがありまして，やはり県といたしましては正確な情報をお伝えすることは難しいといったことから，クラスターの公表については取りやめることとしたところとさせていただきます。

しかしながら，クラスターの公表取りやめイコール，クラスター対策を行っていないといったことではなくて，国の全数見直しが行われました9月26日以降におきましても，厚生労働省から発出されましたオミクロン株の流行を踏まえた疫学調査に対する通知文書によりまして，保健所におきます積極的疫学調査につきましては，重症化リスクの高い方が入院とか入所している医療機関，高齢者施設等を対象といたしまして，感染発生初期の段階から集中的に調査等を実施するとともに，高齢者施設からも陽性者が確認されますと，保健所であったりとか，所管の長寿いきがい課に御報告いただく対象としておりまして，施設内の感染拡大防止，命を守る対策をしっかりと行っているところとさせていただきます。

あと，高齢者施設を所管しております長寿いきがい課におきましても，クラスターの頻発状況であるとか，発生状況について，それぞれの施設に対しまして文書であったりとかウェブを活用いたしました会議の開催によりまして，各施設に対しまして，適時適切に注意喚起であったりとか情報提供を行っているところとさせていただきます。

県におきましては，県民の皆様の大切な命を守るといった観点から，引き続き積極的疫学調査の重点化によりまして重症化リスクの高い陽性者，ハイリスク者の対応をしっかりと強化してまいりたいと考えております。

扶川議員

高齢者施設の公表のことだけ申し上げますけれど，県民だってそれなりの理解度があるんですから，今おっしゃったようなことを1回広報してですね，せめて高齢者施設だけでも情報提供する。ほかのクラスターは公表しないけれど，高齢者施設は特別に重要だから公表するという対応をしてもいいと思うので，是非御検討いただきたいということをお願いして終わります。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

先ほどの西沢委員の質問の関係で補足させていただきたいと思っております。

各電気通信事業者におきましては，災害時における迅速なサービスの復旧のため，防衛省や海上保安庁との間で，災害時における通信確保のための相互協力に関する協定というものを締結しておりまして，道路が寸断された場合，復旧用の資機材や車両，電気通信事業者の作業員などを自衛隊のヘリコプターや海上保安庁の船舶によりまして搬送する

ことが可能となっております。本県の総合防災訓練におきましても、自衛隊ヘリコプターによる通信復旧資機材の運搬訓練を実施しておりまして、今後とも連携を深めていきたいと考えております。

西沢委員

私がさっき言いましたように1年以上前からこのことを県に話してあります。それでそういうことが分かっているのであれば何でその時にこういうのを、こういうことでやっていますということをきちんと教えてくれないのですかと言いたい。そこまで分かっているのであれば。今分かったのならしょうがないけれど。だから対処はしているんだと。電気事業者の話やドコモとかそういう所に聞いてもこんな話は一つも言ってくれませんでした。だからきちんとしてくれたら私も納得がいくんですけれど、納得するような状況がなかったですからね。

梅田感染症対策課長

先ほど扶川議員から、今後、高齢者施設だけでもクラスターの公表をということで御要望いただいたところでございますけれど、県におきましては、発生届対象者のみのクラスター公表といった限定的な対応につきましては、やはり県内全ての正しい情報ではないと考えております。県といたしましては、それよりも感染拡大防止を確実に行っていただくために関係機関とか関係者に対しましてしっかり注意喚起、情報共有を行ってその上で対策を進めていくこと、また類似のクラスターを防ぐことは非常に重要と考えております。現段階におきましては現状の対応を継続してまいりたいと考えております。

大塚委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

臼杵副教育長

請願1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

まず、①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立学校は、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、校舎や体育館などの耐震化を進めてまいりました結果、平成30年度末で県立学校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

なお、公立小中学校については、現在、耐震化が未完了となっている2棟について、改築を進めていると聞いております。

また、倉庫などの小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があることから、県立

学校については、令和2年度に策定した県立学校小規模建物整備方針に基づきまして、計画的に耐震化を進めてまいります。

市町村に対しても、指導・助言に努めてまいります。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、各学校においては、学校防災計画を策定し、地震・津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための一次避難場所、二次避難場所を設定し、実践的な避難訓練を繰り返し、学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震などに備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

請願の内容に関する現状は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

大塚委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。
（「継続」という者あり）

東条委員

新しい県政を創る会といたしまして話をした結果は、体育館等の耐震化というのは計画が既にできているということで、採択はしなくていいのではないかというような話だったので、それで②の場合は巨大地震によるという想定が余りできないということもあるので、それに対しては継続ということで話をしました。

大塚委員長

継続には賛成ということですね。

東条委員

はい。

大塚委員長

それでは、本件については、継続審査すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号の3

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（14時05分）